

答 申 第 1 号  
平成19年 8月27日

松阪市長 下 村 猛 様

松阪市情報公開審査会  
会長 松 本 英 雄

情報公開決定処分に係る審査結果について（答申）

平成19年7月2日付け松総第169号で諮問のありました下記の事案について、本書のとおり答申いたします。

記

答申第1号 「水道部営業課・工務課、平成17年度備消耗品費について（4月～9月分）」の部分公開決定に対する審査請求事案

事務担当：松阪市情報公開審査会事務局  
（総務課文書・情報公開係）

TEL 0598-53-4055

FAX 0598-22-1522

## 答 申

### 1 審査会の結論

実施機関が、「水道部営業課・工務課、平成17年度備消耗品費について（4月～9月分）」を部分公開とした決定は、妥当である。

### 2 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、審査請求人が平成19年4月11日付けで松阪市情報公開条例（平成17年松阪市条例第6号。以下「条例」という。）に基づき行った「水道部営業課・工務課、平成17年度備消耗品費について（4月～9月分）」の公文書公開請求に対し、松阪市水道事業管理者（以下「実施機関」という。）が平成19年4月24日付けで行った部分公開決定の取り消しを求めるものである。

### 3 本件対象公文書について

本件審査請求の対象となっている公文書は、平成17年4月から9月までに支払いを行った備消耗品費に係る支出負担行為伺書及び請求書（以下「本件対象公文書」という。）である。

### 4 実施機関の部分公開理由説明要旨

実施機関の主張を総合すると、次の理由により、「水道部営業課・工務課、平成17年度備消耗品費について（4月～9月分）」の公文書公開請求に対し、松阪市水道事業管理者（以下「実施機関」という。）が平成19年4月24日付けで行った部分公開決定は妥当であるというものである。

#### （1）非公開部分について

本件対象公文書に記載されている口座情報は法人情報に該当するため、マスキング処理を行い、非公開としている。また、それらに付随する「支払方法・振込先・預金種目・口座名義・口座番号」と明記されている箇所についてもマスキング処理を行っているが、請求書自体が定まった形式の用紙であり、その白紙状態の用紙で「支払方法・振込先・預金種目・口座名義・口座番号」との文言が記載されていることが請求人も十分確認できることであるので、公開が不十分であるとは考えていない。

## (2) 公開方法について

水道部が扱う伝票は水道事業会計処理の便宜上、全ての伝票類が支払日順に綴られており、予算規模が大きいため伝票類や枚数が他の部局より多いこと、備消耗品費ではない他の伝票については開示請求の対象ではないこと、備消耗品費に限られる今回のような特定の伝票のみの抜き取り作業が煩雑かつ困難なこと、等々のことから、原本ではなく複写により対応せざるを得ないと考えている。

また、写しが薄く決裁の印影等が見えないケースについては、印鑑自体の濃淡や複写機の性能等にも影響を受けることがあるが、客観的にみて印影等が判然としないうものについては請求人の求めに応じて印影等がはっきりと出るよう再度写しをとり直しており、この点についても公開が不十分であるとは考えていない。

## 5 審査請求の理由

審査請求人の主張している審査請求の主たる理由は次のように要約される。

- (1) 請求書に記載されている口座情報等の中で「支払方法・振込先・預金種目・口座名義・口座番号」と明記されている部分は非公開情報に該当しないから公開すべきである。
- (2) 本件対象公文書には非公開情報（法人情報）が含まれているため、原本にマスキングテープを貼り、これを複写したものにより公開（閲覧）しているが、写しが薄く印影等が見えないものがあるので、写しをとり直し公開するか、原本により公開すべきである。

## 6 審査会の判断

### (1) 基本的な考え方

条例の目的は、市民の知る権利の保障と市政の諸活動を市民に説明する責務を明らかにするとともに、市政への市民参加を推進し、市政に対する市民の理解と信頼を深め、より一層開かれた市政を実現するというものである。

当審査会は、こうした情報公開の理念を尊重し、条例を厳正に解釈し、以下のよう

### (2) 非公開部分について

実施機関は、請求書に「支払方法・振込先・預金種目・口座名義・口座番号」と印刷されている箇所についてもマスキング処理を行っているが、請求書自体が定まった形式の用紙であり、その白紙状態の用紙で「支払方法・振込先・預金種

目・口座名義・口座番号」との文言が記載されていることが請求人も十分確認できることであるので、公開が不十分であるとは考えていないと主張している。

一方、審査請求人は、「支払方法・振込先・預金種目・口座名義・口座番号」と印刷されている部分は非公開情報に該当しないから公開すべきであると主張している。

そこで、条例第1条の目的に定められている市民の知る権利が保障され、市政の諸活動を市民に説明する責務が全うされたかどうかについて検討する。

本事案に該当する部分は、請求書用紙の印刷された部分であることから、実施機関は、審査請求人に対し、請求書の書式を提示し、当該部分の記載内容について口頭で説明を行っている。

よって、審査請求人には、当該部分の記載内容が十分に推測でき得るものであるということが出来る。

このことから、当該部分を公開しないことが市民の知る権利の保障を阻害したものであるということとはできず、審査請求人の不利益となるものではない。

市政への市民参加を推進し、市政に対する市民の理解と信頼を深め、より一層開かれた市政を実現するという条例の目的に照らし合わせても、これ以上の公開を行うことが審査請求人の利益になるとは考え難く、実施機関においては、市政の諸活動を市民に説明する責務を果たしているとは判断することができる。

### (3) 公開方法について

条例第11条第2項で、「実施機関は、・・・公文書の一部の公開をするときその他正当な理由があるときは、当該公文書の写しを閲覧に供することができる。」と規定している。

「公文書の一部の公開をするとき」とは、請求に係る公文書中に、条例第8条各号に規定する非公開基準に該当し、公開できない部分がある場合であって、当該公開できない部分を除くために何らかの加工を施す必要があるときである。

本件対象公文書には、同一頁の中に公開部分と条例第8条第2号（法人情報）に該当する非公開部分が混在し、原本による公開を行うには相当の加工を施す必要があることは明らかであり、また、本件対象公文書が綴じ込まれている文書ファイルには、本件対象公文書以外の公文書も混在していることから、写しをもって公開に応じることが妥当な判断といえる。

さらには、法人情報に該当する部分を非公開としたことは審査請求人も理解しているところであることから、実施機関が本件対象公文書の写しをもって閲覧に供したということに違法性は認められない。

また、写しの公開方法について、審査請求人は、本件対象公文書の写しが薄く印影等が見えないと主張しているが、実施機関は、印影等が判然としないものについては審査請求人の求めに応じ、再度複写したものををもって閲覧に供している。

さらに、審査請求人は、本件対象公文書を再度複写したものにおいても「印影等が薄く見えない。」と主張しているが、当審査会において、再度複写したものを抽出により検分したところ、充分に閲覧に供していると評価できるものであることを確認した。

複写の程度については、複写機等の性能に起因するところが多いが、社会通念上、万人が視認できると解されるものであれば、6(2)で前述したとおり、実施機関においては、市政の諸活動を市民に説明する責務を果たしていると判断するのが相当であり、それ以上の要求は条例の目的から逸脱しているといわざるを得ない。

#### (4) 結論

よって、「1 審査会の結論」のとおり答申する。

#### 6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は次のとおりである。

##### 審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
平成19年 7月 2日	諮問書受理
平成19年 7月 2日	実施機関に対して部分公開理由説明書の提出依頼及び口頭意見陳述希望の確認
平成19年 7月 5日	部分公開理由説明書受理
平成19年 7月 9日	審査請求人に対して部分公開理由説明書(写し)の送付、意見書の提出依頼及び口頭意見陳述希望の確認
平成19年 7月 31日	書面審理 実施機関の部分公開理由説明の聴取 審議(第1回審査会)
平成19年 8月 27日	答申